

自動車事故費用共済(ロードサービス自動付帯)

まごころ共済

POINT.1

自動車保険の 不足を補てん

自動車保険ではお見舞い費用などの自己負担を補償できません。県共済なら今までの保険ではカバーできない部分を補償できます。

ドライバーに 「安心」 のお知らせ

POINT.2

大切な契約車両の 損害修理費用をサポート

自損事故及び他の車との接触事故、または盗難、いたづら等による被害に対して修理費用をサポートします。

あなたの誠意を
まごころに乗せて!!

共済金は契約者の 経済的負担を軽減します

共済契約者側に係る共済金請求が発生した時は、共済金額を満額支払います。相手側に係る共済金請求が発生した時は、契約者が負担した実損を共済金額の範囲内で補償します。

POINT.3

急なお見舞費用に 対して臨時費用 共済金でサポート

死亡時、入通院時の急なお見舞費用に県共済がバックアップ。

POINT.4

月々わずかな 掛金で補償

年齢、地域などに関係なく、普通車なら1,110円
軽自動車なら660円です。

POINT.5

岡山県共済

岡山県商工共済協同組合

0120-46-6648

TEL(086)222-6648(代) FAX(086)222-6649
〒700-0817 岡山市弓之町4-19-301

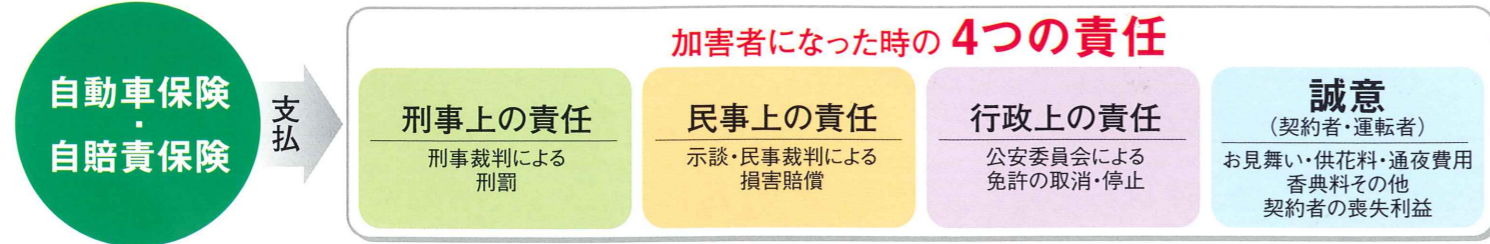


しあわせまもる。あなたを守る。

まごころ共済

(自動車事故費用共済)

もしもの時 自賠償保険、任意保険「それだけで十分ですか？」



この図にある『誠意』の部分は保険では補償できません。すべて自己負担です。『自動車事故費用共済』はこの自己負担分である『誠意』を『まごころ』と共に契約者の経済的負担をサポートします。

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか？もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら…人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や香典料など、多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。自動車事故費用共済は、万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートします。

補償内容

補償に関しては、被傷害者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります。

共済契約者側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは下記の共済契約所定の共済金額を**全額お支払い**します。

事故相手側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは以下の条件のとおり共済金をお支払いします。

- 『事故』は契約者側に過失がある『人身事故』であること
- 共済契約証書記載の『共済金額』は支払限度額とし、**共済契約者が負担した実損を共済金額の範囲内で補償**します。経済的損失は領収書または証拠書類によって確認された額となります。

死亡事故共済金 300万円

事故の日から180日以内に事故に起因して死亡者が生じたときお支払いします。ただし、下記死亡臨時費用共済金の支払いを受けている場合は臨時費用共済金の額を差し引いてお支払いします。

請求時書類

- 事故証明書
- 死亡診断書または死体検案書
- 共済金の使途に関する報告書
- 領収書または支払いを証明する書類

死亡臨時費用共済金 30万円

契約者側に過失がある自動車事故により相手が死亡したときお支払いします。

請求時書類

- 事故証明書
- 新聞記事等死亡の事実が確認できるもの

後遺障害事故共済金 12~300万円

事故の日から180日以内に事故に起因して後遺障害者が生じたときお支払いします。ただし、後遺障害の程度に応じた金額とします。

請求時書類

- 事故証明書
- 障害診断書
- 共済金の使途に関する報告書
- 領収書または支払いを証明する書類

入院共済金 1日1名につき 日額4,500円 通院共済金 1日1名につき 日額2,250円

自動車事故により被害を受けた者が、傷害のため医師の治療を受けたときお支払いします。被害者が契約者側のときは1事故につき入院、通院合わせて日額最高18,000円(365日を限度)。被害者が相手側のときは入通院の日数(365日を限度)を乗じた金額を支払限度として、契約者が負担した実損額をお支払いします。このとき、下記入通院臨時費用共済金の支払いを受けている場合は臨時費用共済金の額を差し引いて支払うものとします。

請求時書類

- 事故証明書
- 診断書
- 共済金の使途に関する報告書
- 領収書または支払いを証明する書類

入通院臨時費用共済金 3万円

契約者側に過失がある自動車事故により相手が負傷し、3日以上入院または通院をしたときお支払いします。

請求時書類

- 事故証明書
- 交通事故(相手入通院)状況確認書

★左記・上記共済金請求において、1事故における合計支払限度額は300万円とします。

車両事故共済金 3万円

契約車両の自損事故及び他の車との接触事故または盗難、いたずら等の被害の結果3万円以上の損害が生じた場合にお支払いします。(年間1回を限度とします)

請求時書類

- 事故証明書
- 写真と修理見積書
- 領収書

車種別共済掛金

車種	プレートナンバー(分類番号)	月払共済掛金	年払共済掛金
1 自家用乗用自動車	3・5・7・8・30~39・50~59・70~79・80~89・300~399・500~599・700~799・800~899	1,110円	11,100円
2 自家用軽乗用自動車	50~59・80~89・580~599・880~899	660円	6,600円
3 自家用普通貨物自動車(2t超)	1・2・8・10~19・20~29・80~89・100~199・200~299・800~899	1,860円	18,600円
4 自家用普通貨物自動車(2t以下)	1・8・10~19・80~89・100~199・800~899	1,560円	15,600円
5 自家用小型貨物自動車	4・8・40~49・80~89・400~499・800~899	1,110円	11,100円
6 自家用軽貨物自動車	40~49・80~89・480~499・880~899	660円	6,600円

(注) 営業用登録自動車(乗用は緑ナンバー、軽自動車は黒ナンバー)は、お引受できません。プレートナンバー(分類番号)の8・80~89・800~899については、特殊車両ですので、改造前の車種で掛金を頂きます。

“こんな時 こんな支払い”をします

追突事故を 起こして



- 相手2名（運転者と同乗者）がそれぞれ10日入院した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (相手) $4,500円 \times 10日 \times 2名 = 90,000円$ 90,000円を支払い限度として共済契約者が負担した実損分をお支払い
(車両事故共済金) 30,000円
計120,000円を支払い限度として実損分を契約者にお支払い

出会い頭の 事故を起こして



- 相手1名（運転者）が30日、自分が20日通院した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (自分) $2,250円 \times 20日 = 45,000円$ 定額払い
(相手) $2,250円 \times 30日 = 67,500円$ 67,500円を支払い限度として共済契約者が負担した実損分をお支払い
(車両事故共済金) 30,000円
計142,500円を支払い限度として実損分を契約者にお支払い

自分が 追突されて 全く契約者に過失が 無い場合



- 自分が20日通院、相手1名（運転者）が死亡した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (自分) $2,250円 \times 20日 = 45,000円$ 定額払い
(相手) お支払い出来ません
(車両事故共済金) 30,000円
計75,000円を契約者にお支払い

自分が 追突されて 多少なりとも契約者に 過失ありの場合



- 自分が20日通院、相手2名（運転者と同乗者）がそれぞれ30日通院した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (自分) $2,250円 \times 20日 = 45,000円$ 定額払い
(相手) $2,250円 \times 30日 \times 2名 = 135,000円$ 135,000円を支払い限度として共済契約者が負担した実損分をお支払い
(車両事故共済金) 30,000円
計210,000円を支払い限度として実損分を契約者にお支払い

自損事故を 起こして



- 自分と同乗者がそれぞれ10日入院した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (自分) $4,500円 \times 10日 \times 2名 = 90,000円$ 定額払い
(車両事故共済金) 30,000円
計120,000円を契約者にお支払い

歩行者を 跳ねて 死亡事故を 起こした



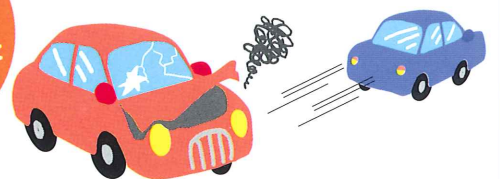
- 相手が死亡した
- 死亡事故共済金として 3,000,000円を支払い限度として実損分を契約者にお支払い

バイクと 接触事故を 起こして



- 相手1名（運転者）が10日入院した
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- (相手) $4,500円 \times 10日 = 45,000円$ 45,000円を支払い限度額として共済契約者が負担した実損分をお支払い
(車両事故共済金) 30,000円
計75,000円を支払い限度として契約者にお支払い

契約車両が あてにげされた



- 契約車両があてにげされた
 - 自分の車両に30,000円以上の損害があった
- 車両事故共済金として 30,000円を契約者にお支払い

ご加入の皆様へ自動付帯!!



まごころ共済 ロードサービス

イザという時、全国どこへでも。
クルマのトラブルを安心サポート!

ドライブ中のガス欠や故障、不運にも事故に巻き込まれた際のレッカー手配や帰宅手段など、クルマを運転する人は「もしも」の事態を予測しておきたいものです。自動車事故費用共済ロードサービスは急なトラブルが発生した場合に、全国どこへでもかけつけるサービス。イザという時を考えて、暮らしに大きな安心を加えてください。

① 外出先での故障時緊急修理サービス

自宅(自社)駐車場及び契約駐車場で自力走行不能はサービス対象となります。

無料

日常よくあるこんな故障を無料サービス【30分程度の9項目の作業内容】

- キーとじ込み(鍵開け)
- パンク(スペアタイヤ交換)
- バッテリー上がり(点検、ジャンピング)
- ガス欠
- 冷却水補充
- ボルトの締め付け
- 各種バルブ、ヒューズ取り替え
- サイドブレーキの固着
- 各種オイル漏れ点検、補充等

●サービスデスクを通さずにお客様ご自身で手配された場合は、サービス対象外となります。
●高速道路等有料道路料金はお客様のご負担となります。
●燃料、オイル、部品代等は実費をいただきます。

(対象外) 上記以外の修理又は、部品交換をとまなう場合、分解作業を要する修理で30分程度では直らないもの。

② レッカー駆け付けサービス

無料

- 事故・故障サービス**
 - 車が動かなくなった場合、レッカーで現場に急行し牽引15km(基本料金・作業料金込)まで無料!
 - ・事故・故障を問わず、自力走行不能の時
 - ・道路交通法上運転してはいけない状態
- 落輪引き上げサービス**
 - 外出先で車が落輪した場合、落差1mまで引き上げ無料
 - ※四輪とも落ちている場合は対象外とし、有料にて手配させていただきます。

(注) ●サービスデスクを通さずにお客様ご自身で手配された場合は、サービス対象外となります。
●高速道路等有料道路料金はお客様のご負担となります。

(対象外) 保管場所での自力走行不能・スリップ(雪道・砂道・泥道)状態

(対象外) 1m以上の引き上げ、落輪以外の転落、横転、のりあげた状態

③ 宿泊・帰宅・搬送サービス

ご自宅より直線距離で100km以上

事故・故障により自力走行不能が条件

- 宿泊費用サービス**
 - 帰宅できない場合、ホテルや旅館をご用意。
 - 1人15,000円を上限に宿泊費用を負担します。
- 帰宅費用サービス**
 - あなたと同乗者が帰宅するためのタクシーや電車、飛行機等の手配と、帰宅費用(1人20,000円を上限)を負担します。
- 修理後搬送サービス**
 - 修理完了後、50,000円を上限にご自宅までの搬送費用を負担します。

まごころ共済(自動車事故費用共済)ロードサービスご利用にあたってのご注意

1. 会員資格・対象となる車輛

「自動車事故費用共済ロードサービス」にご加入いただいた契約者及び車輛とします。

2. サービスの対象

●ロードサービス

自動車事故費用共済にご加入の車輛(※)に限りです。
※ここでいう車輛とは、家用普通・小型・軽四輪乗用車、家用小型・軽四輪貨物車、家用普通貨物車、特殊用自動車(キャンピングカー等)をいいます。

3. サービスの利用

サービスを利用するにあたっては、利用約款を遵守するものと、また所定の条件及び方法に従うものとします。

(注1) 本サービスは自動車事故費用共済ご加入中に限り受けられます。
(注2) 本サービスは「自動車事故費用共済ロードサービスデスク」を通さない場合は認められません。
(注3) 本サービスを利用できる地域は日本国内(離島を除く)に限りです。

4. サービスの有効期限

本サービスの有効期間は、自動車事故費用共済ご加入中に限りです。但し、上記期間内であっても、共済契約を解除、失効、その他の事由により存続しなくなった場合は、サービスを受けることはできません。

5. サービスの内容

●ロードサービス

(1) 故障時緊急修理サービス

現場での処理が可能な以下のトラブルが発生した場合、出張料金、緊急対応(下記9項目30分程度の作業)を無料で行います。
【ガス欠・バッテリーの点検、ジャンピング(バッテリー上がりの車にケーブルをつないでスタートさせること)、スペアタイヤの交換(チェーン着脱は対象外)、鍵開け、各種オイル漏れ点検、補充、各種バルブ・ヒューズの取り替え、冷却水補充、ボルト締め付け、サイドブレーキの固着】
※上記以外については有料にて対応します。
(注1) セキュリティ装置付車輛の鍵開け、バッテリー充電、パンク修理、ガソリン代、部品代、オイル代等有料にて対応できます。

(2) レッカー駆け付けサービス・落輪引上サービス

① 事故・故障による自力走行不能時に以下の範囲でレッカー牽引サービスを無料で行います。(レッカー出動の基本料金、基本作業料、15kmまでの牽引サービス)
② 以下の範囲での落輪引上サービスを無料で行います。
【落差1m以内の基本・出張料金、基本作業料の落輪引上サービス。ただし、すべての車輛の落輪および横転などは無料サービスの対象外となります。(その場合、有料にて対応できます。)]

※なお、上記を超える牽引サービス、落輪引上サービスについては、有料にて対応できます。
(注1) 縁石乗り上げ等で車輛を道路に復帰した(下した)際に通常走行が可能な状態で、レッカー牽引を必要としない場合は全額有料となります。
(注2) 電柱に食込んだ車輛の引き出し、車輛の吊り上げ等レッカー牽引を開始するまでに要する個別作業は有料となります。
(注3) 4WD車、ローダウン車、エアロパーツ装備車等レッカー牽引にあたって個別作業を必要とする車種は一部有料となります。
(注4) レッカー牽引を開始するまでに約30分以上かかる作業の場合は、30分以上の部分につき有料となります。
(注5) 事故の規模が大きくレッカー車を2台以上要する場合は一部有料となります。
(注6) 高速道路等有料道路料金はお客様のご負担となります。
(注7) 自宅(自社)駐車場及び契約駐車場で自力走行不能はサービス対象外となります。

(3) ご宿泊費用サービス(1名15,000円限度)

現場が会員の自宅から100km(自宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、帰宅できず宿泊を余儀なくされる場合、宿泊施設の手配及び1名15,000円を限度として宿泊費用を負担します。(車検証の定員分まで)
※当日もしくは翌日の宿泊費用1泊分に限りです。
※サービスの利用にあたっては一時立替預金、後日精算とします。

(4) ご帰宅費用サービス(1名につき20,000円限度)

現場が会員の自宅から100km以上(自宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、代替交通機関の手配及び1名20,000円を限度として帰宅費用を負担します。(車検証の定員分まで)
※当日もしくは翌日の帰宅費用に限りです。
※代替交通機関とは、タクシー、電車(特急、新幹線を含みます。グリーン車を除く)、飛行機(普通運賃)、船舶等をいいます。
※同乗者の帰宅経路が同方向でタクシーに相乗りする場合は、1台につき20,000円が限度となります。(20,000円×同乗者数とはなりません。)
※サービスの利用にあたっては一時立替預金、後日精算とします。

(5) 修理後搬送サービス(50,000円限度)

事故・故障の現場が契約者の自宅から100km(自宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、修理完了後の自宅までの搬送の手配及び50,000円を限度として搬送費を負担します。
※契約者本人が直接出向かれて車輛を引取られる場合は、片道の交通費(50,000円限度)を負担いたします。

◆自力走行不能とは、事故・故障により車が動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態をいいます。

無料サービスの対象とならない事由

- 競争もしくは公道以外で使用された場合
- 故意、地震、噴火、津波、戦争、無資格運転、酒酔運転が原因による事故・故障等
- 破壊、テロ、暴動による場合
- 雪道、砂道等で常にスリップする状態
- 車検切れ、違法改造などの場合

※このパンフレットは、まごころ共済(自動車事故費用共済「ロードサービス自動付帯」)の概要をご説明したものです。くわしくは、当組合までご照会ください。

まごころ共済(自動車事故費用共済)ご契約にあたってのご注意

●補償開始は初回の掛金をお払込みいただいた翌日からです

ご加入の申込書を岡山県商工共済協同組合が受理しますと、初回の掛金をお払込みいただいた翌日から補償が開始されます。

●対象となる運転者は次のとおりです

- ①個人契約のときは、同居の親族の方は全て対象となります。
 - ②事業所で契約のときは、役員・従業員・パート・アルバイト等事業所に携わっている方は全て対象となります。
- ※①②以外の方で2名まで「届出運転者」として登録でき対象となります。

●共済金を支払わない主な場合

- ◎事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者)とします。)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
 - ◎共済契約者が、無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの、契約者側の死亡・後遺障害・入通院共済金。
 - ◎共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの、契約者側の死亡・後遺障害・入通院共済金。
 - ◎事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
 - ◎事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮、または津波によるとき。
 - ◎正当な理由なく、事故発生後60日以内に、共済金の請求ないしは事故の通知がなかったとき。
 - ◎共済契約者が共済金の請求手続を怠り、または書類に故意に不実のことを表示しあるいはその書類もしくは証拠を偽造ないし変造したとき。
- (車両事故共済金特約)
- ◎被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗。
 - ◎故障損害(偶然な外来の事故に直接起因しない被共済自動車の電氣的または機械的損害)。
 - ◎被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた被害。
 - ◎付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
 - ◎被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
 - ◎法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害。



しあわせまもる。あなたを守る。

岡山県共済

岡山県商工共済協同組合

フリーダイヤル **0120-46-6648**

TEL(086)222-6648(代) FAX(086)222-6649
〒700-0817 岡山市弓之町4-19-301

